

改正食育基本法について

農林水産省

目次

1. 食育の推進に関する枠組み・体制

2. 食育基本法改正の経緯

①食育基本法改正の経緯

②近年の食や農を取り巻く状況の変化

③食料・農業・農村基本法

3. 食育基本法改正のポイント

ポイント①食料安全保障にもつながる食育へ

ポイント②学校における食育の強化

ポイント③「大人の食育」の推進

ポイント④国・地方の取組の「見える化」

1. 食育の推進に関する枠組み・体制

2. 食育基本法改正の経緯

- ①食育基本法改正の経緯
- ②近年の食や農を取り巻く状況の変化
- ③食料・農業・農村基本法

3. 食育基本法改正のポイント

- ポイント①食料安全保障にもつながる食育へ
- ポイント②学校における食育の強化
- ポイント③「大人の食育」の推進
- ポイント④国・地方の取組の「見える化」

1. 食育の推進に関する枠組み・体制

食育推進施策の基本的枠組み ～食育とは？～

○食育基本法(平成17年法律第63号)

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布、同年7月に施行。令和8年5月改正。
- **食育は、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」もの**とされている。
- 国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全で充実した食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、職場、地域等を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことや、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することが課題とされている。

○食育推進基本計画(令和8年6月食育推進会議決定)

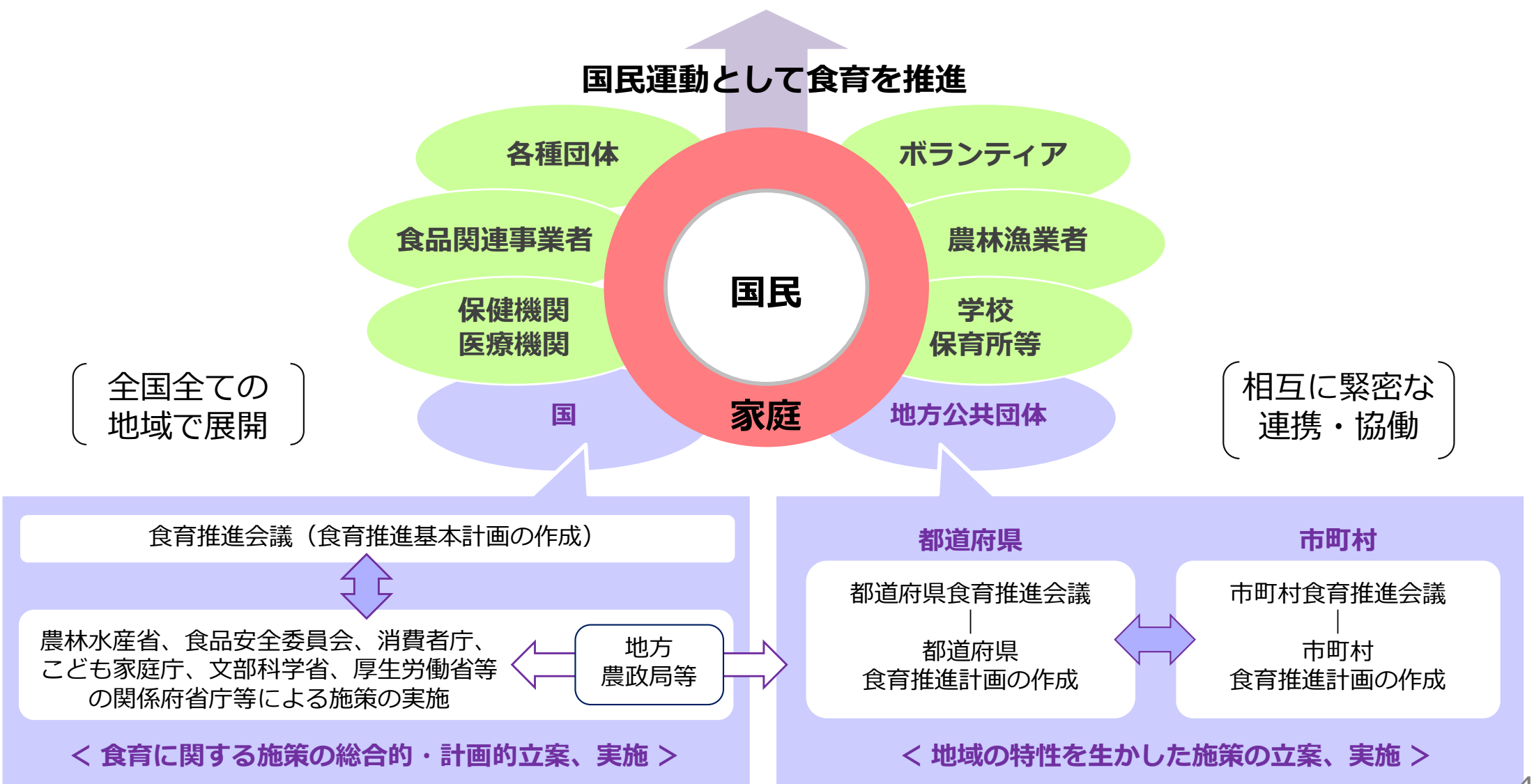
- 令和8年6月に、食育推進会議において第5次食育推進基本計画が決定された。令和8年度からおおむね5年間の計画期間とし、当該期間に特に取り組むべき重点事項等を規定。
- 具体的には、食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
 - (1) 学校等での食や農に関する学びの充実
 - (2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進
 - (3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

1. 食育の推進に関する枠組み・体制

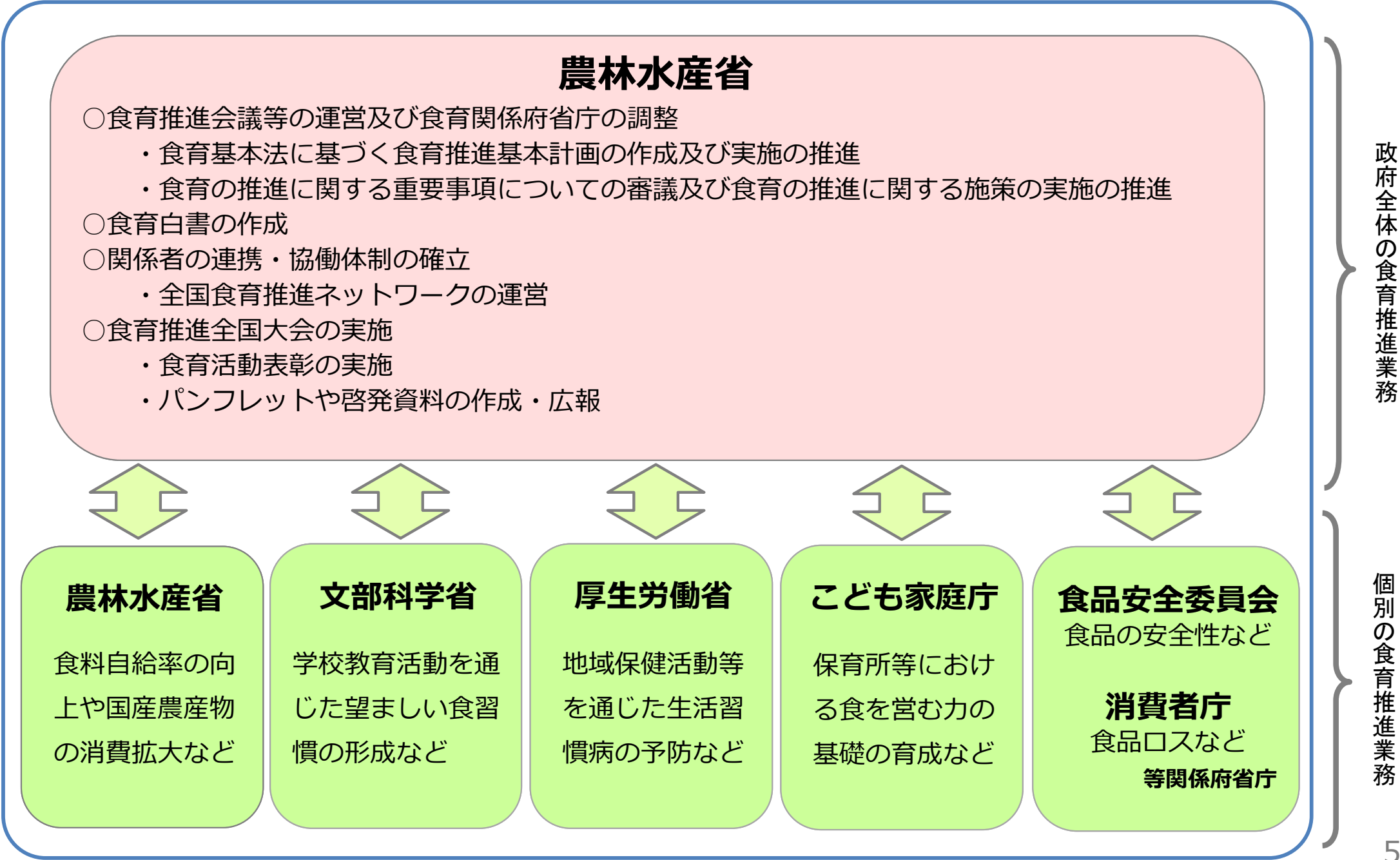
食育の推進体制 (1) 全体像

- 食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成



食育の推進体制（２）政府の食育推進体制



1. 食育の推進に関する枠組み・体制

2. 食育基本法改正の経緯

①食育基本法改正の経緯

②近年の食や農を取り巻く状況の変化

③食料・農業・農村基本法

3. 食育基本法改正のポイント

ポイント①食料安全保障にもつながる食育へ

ポイント②学校における食育の強化

ポイント③「大人の食育」の推進

ポイント④国・地方の取組の「見える化」

①食育基本法改正の経緯

- 近年、食や農林漁業を取り巻く状況は変化している
- 2024年「食料・農業・農村基本法」が改正
 - 食料安全保障の確保を基本理念の柱として位置付け、
 - 「食料の持続的な供給に資する消費行動を取るよう努める」という消費者の役割を明確化
 - 消費行動の在り方が問われている
- 食卓と農の現場の距離の拡大により、生産現場の実態知らない子供の増加や、「大人」世代における栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが生じている

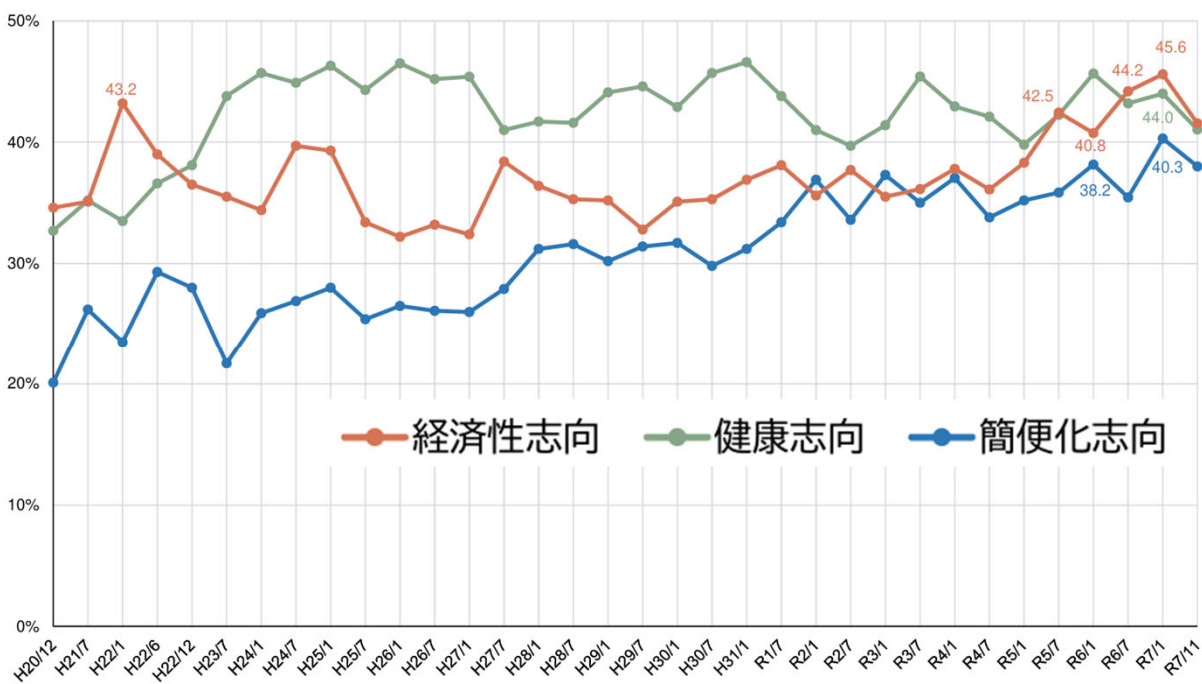
2. 食育基本法改正の経緯 ②近年の食や農を取り巻く状況の変化

食に関する志向の状況

- 食に関する経済性志向は40%越えの高水準を維持し、簡便化志向は過去3番目に高い割合。
- 単身世帯の増加、女性の雇用の増加等社会情勢の変化の中で、食に関して多様化や外部化が進んでいる。

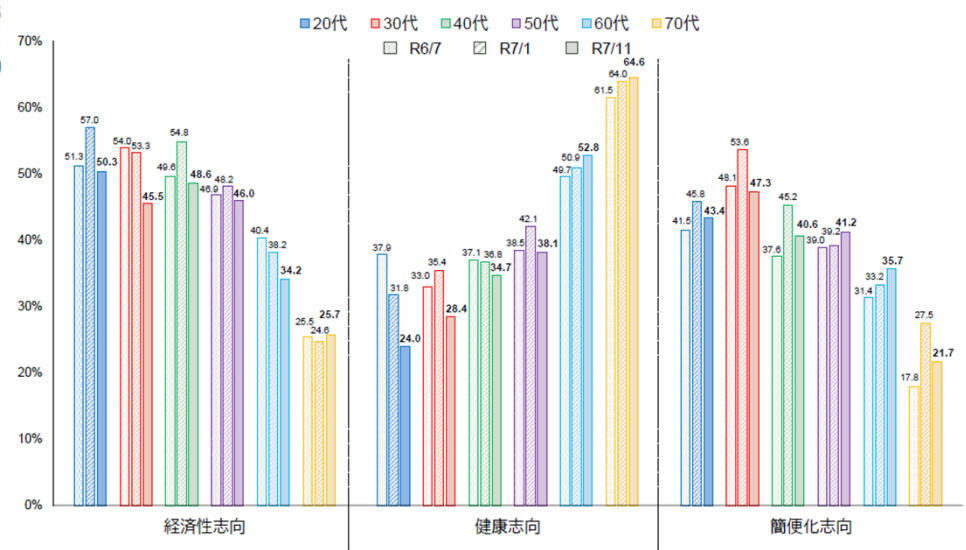
食の志向	定義
経済性志向	食費を節約したい
健康志向	健康に配慮したい
簡便化志向	料理や後片付けの手間・時間を省きたい

○ 食に関する志向（3大志向）の推移



(複数回答、上位2つ)

○ 食に関する志向（3大志向、年代別）

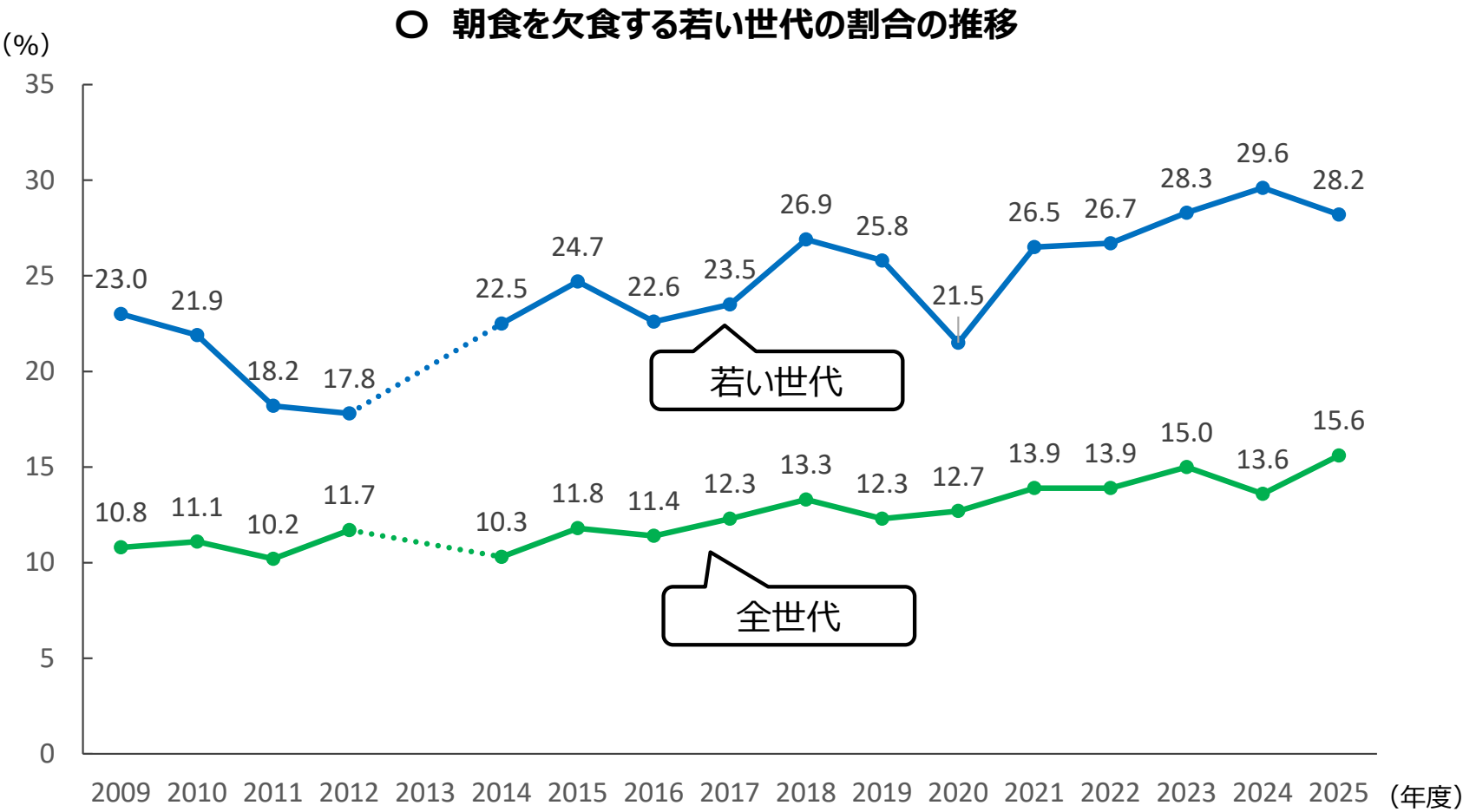


日本政策金融公庫「消費者動向調査」（令和7年11月）

2. 食育基本法改正の経緯 ②近年の食や農を取り巻く状況の変化

朝食摂取の状況

- 朝食を欠食する人の割合は、近年増加しており、特に若い世代（20～30歳代）で欠食する人の割合が高い。
- 家族構成の変化やライフスタイル、働き方の多様化等により、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増えている。



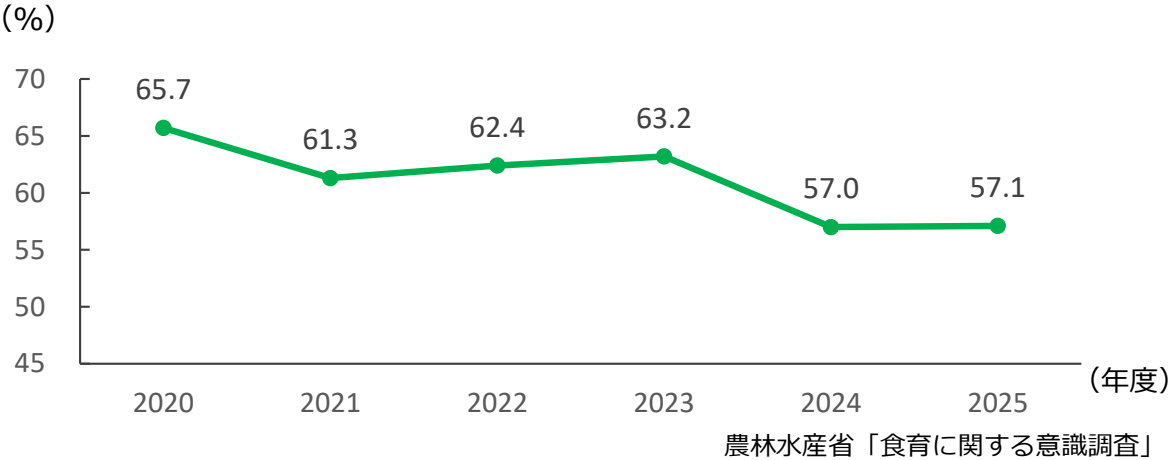
農林水産省「食育に関する意識調査」

2. 食育基本法改正の経緯 ②近年の食や農を取り巻く状況の変化

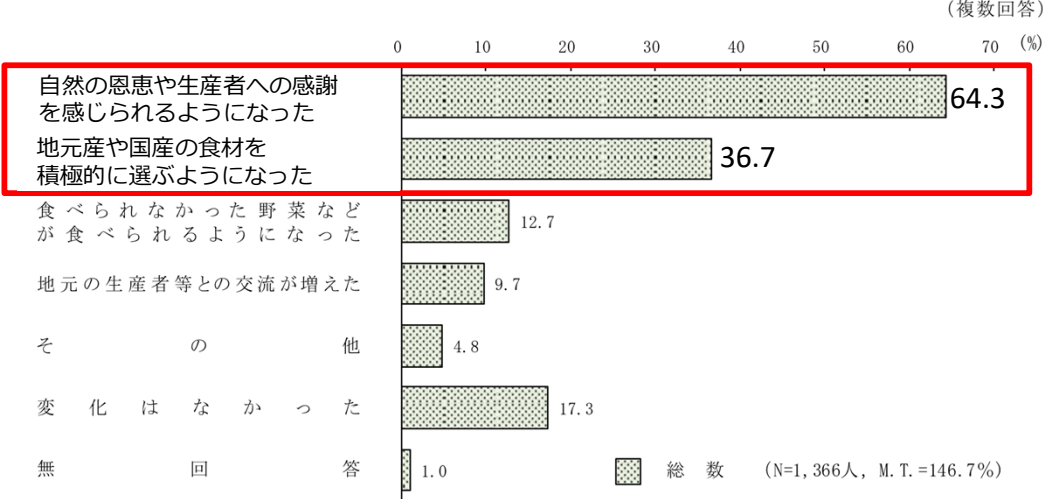
農林漁業体験の状況

- 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合は2020年度に比べて減少している。
- 農林漁業体験は、食や農林水産業についての意義や理解を深めてもらうことに寄与する。農林漁業体験に参加したことで、多くの人が自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになったと回答。

○ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移

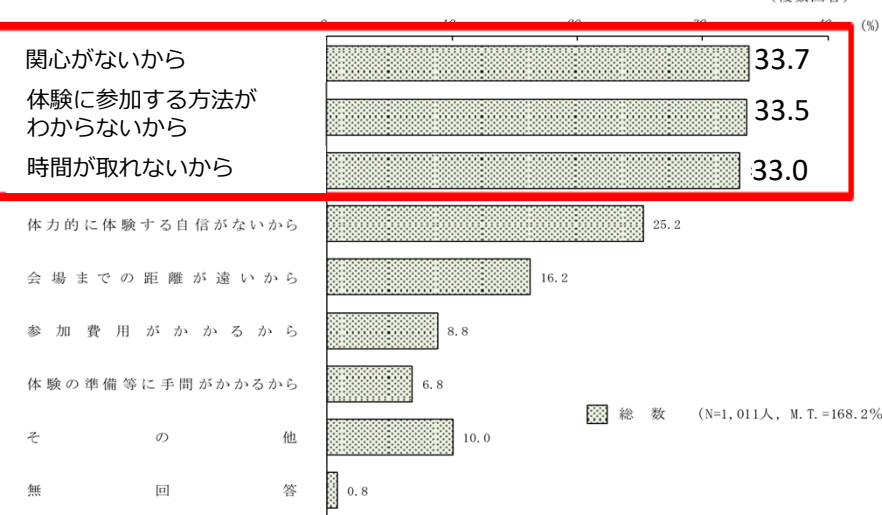


○ 農林漁業体験に参加したことによる効果



農林水産省「食育に関する意識調査」(令和8年3月)

○ 農林漁業体験に参加していない理由



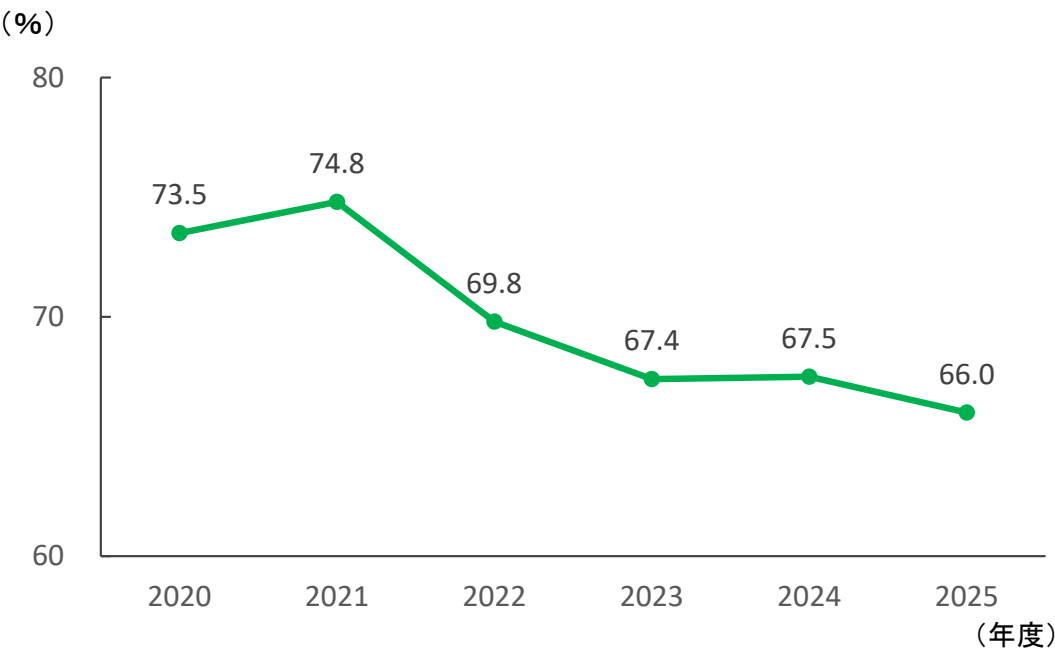
農林水産省「食育に関する意識調査」(令和8年3月)

2. 食育基本法改正の経緯 ②近年の食や農を取り巻く状況の変化

産地や環境を意識した農林水産物・食品の選択

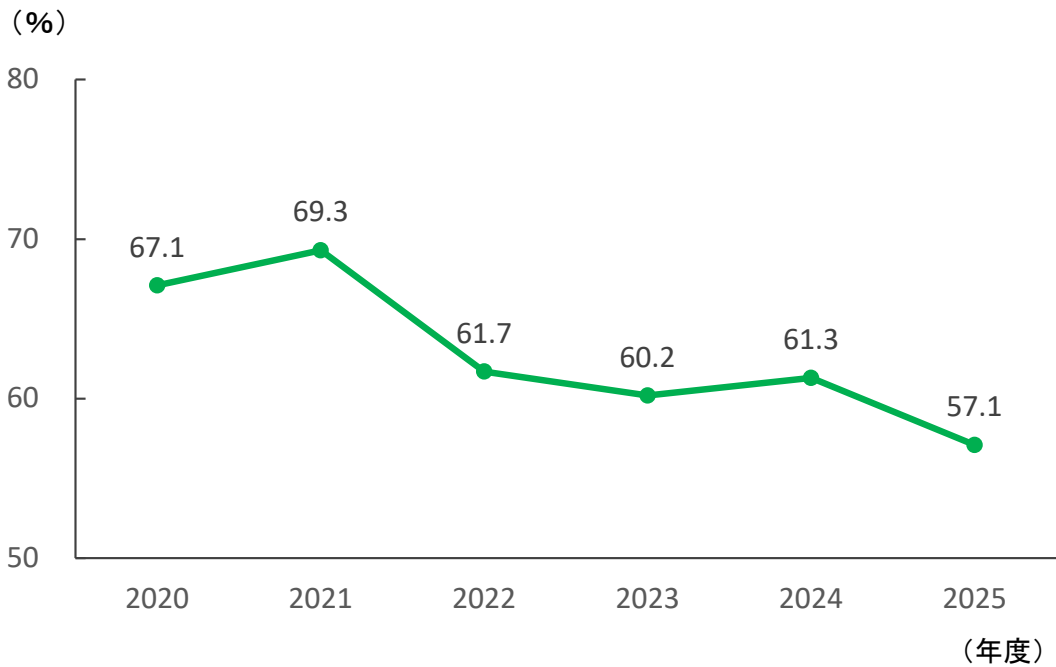
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合はともに2020年度に比べて減少している。
- 首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、国民の食卓と農の現場の距離が遠くなっている。

○産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の推移



農林水産省「食育に関する意識調査」

○環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の推移



農林水産省「食育に関する意識調査」

2. 食育基本法改正の経緯

③食料・農業・農村基本法

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）改正の概要

- 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他食料、農業及び農村をめぐる諸情勢が大きく変化していること**を受け、令和6年常会に改正法案を提出し、令和6年5月29日に成立。
- 本改正法は、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を規定。**

改正食料・農業・農村基本法の規定

- （食料安全保障の確保）
- 第二条 食料については、**人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。**
- （消費者の役割）
- 第十四条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、**食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。**

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（令和6年4月18日衆議院農林水産委員会、令和6年5月28日参議院農林水産委員会）（抄）

- （略）また、食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対する国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。

1. 食育の推進に関する枠組み・体制

2. 食育基本法改正の経緯

①食育基本法改正の経緯

②近年の食や農を取り巻く状況の変化

③食料・農業・農村基本法

3. 食育基本法改正のポイント

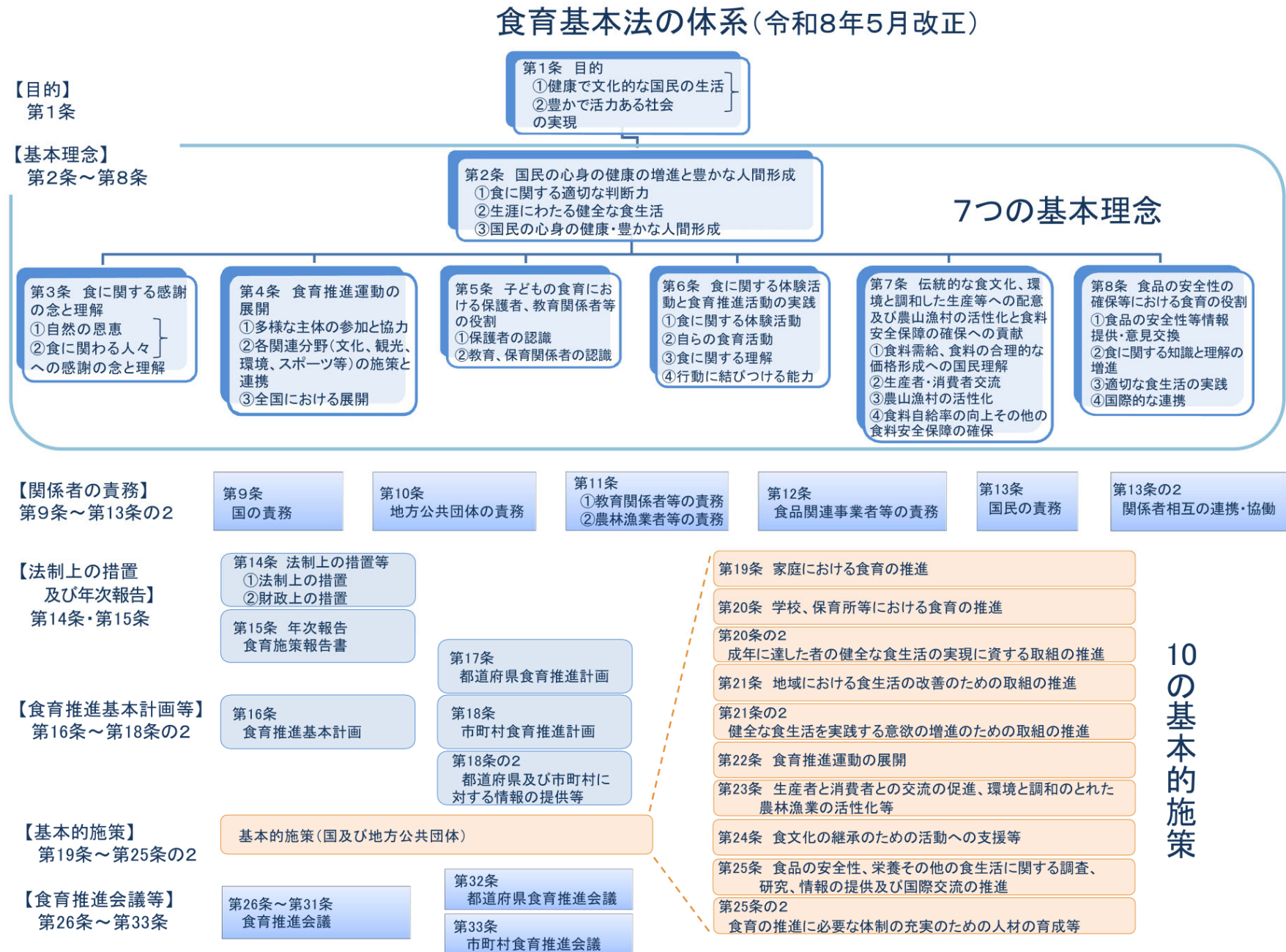
ポイント①食料安全保障にもつながる食育へ

ポイント②学校における食育の強化

ポイント③「大人の食育」の推進

ポイント④国・地方の取組の「見える化」

【参考】食育基本法の体系（令和8年5月改正）



3. 改正食育基本法のポイント

【改正ポイント①】

食料安全保障にもつながる食育へ

- 食料安全保障の確保を基本理念に追加(第1条)
 - 生産・流通・コスト(合理的な価格形成)の理解を促進(第7条)
- 食育を健康増進のみではなく、食料安全保障にも資するものに強化

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、**食料安全保障の確保にも資する**食育を推進することが緊要な課題となっていることに鑑み、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況並びに食料の**合理的な価格の形成について**国民がその発達段階に応じた適切な方法により**理解を深める**ことができるようにするとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上**その他の食料安全保障の確保に資する**よう、推進されなければならない。

3. 改正食育基本法のポイント

【改正ポイント②】

学校における食育の強化

- 食育の中核的な役割を担う者として「栄養教諭」を条文に明示（第20条1項）
- 「農林漁業教育」を新たに規定（第20条1項）
- 農林漁業教育を推進するために、①農林漁業者等の外部人材の活用や、②地方公共団体における教育部局と農政部局との連携確保について新たに規定。

（第20条2項、第10条）

→農林漁業者・関係団体等による学校現場での食育への積極的な参画が期待

(学校、保育所等における食育の推進) ※改行はこちらで追加

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、

学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、

学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭その他の食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、

学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、

教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育(食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。)及び教育の一環として行われる食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、

過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条

2 国及び地方公共団体は、前項の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、**農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等**を図るものとする。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、**教育等(教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。次条第一項において同じ。)、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しながら、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

3. 改正食育基本法のポイント

【改正ポイント③】

「大人の食育」が本格始動！ 職場や大学も舞台に

朝食欠食率が高く、栄養バランスの偏りが目立つ20歳代から30歳代の「働く世代」へのアプローチを強化すべく、

- 「大学」や「職場」を食育の場として追加

（第20条の2、前文、第6条）

- 民間企業を巻き込んだ食育を進めていくべく、官民連携を新たに規定（第20条の2）

（成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進）

第二十条の二 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、**大学等の学生**に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、**事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備**等必要な施策を講ずるものとする。

（前文）＜抜粋＞

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育みつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全で充実した食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、**職場**、地域等を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、国民運動として、食育の推進に自ら進んで取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が、年齢等にかかわらず、家庭、学校、保育所、**職場**、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や**食料の持続的な供給に資する物の選択に努める**等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨として、行われなければならない。

3. 改正食育基本法のポイント

【改正ポイント④】

国・地方ともに取組を「見える化」して食育を推進

- 食育推進基本計画を通じたPDCAサイクルの確立
→目標の達成状況の毎年の調査・公表（第16条第4、5項）
- 地方公共団体の取組状況の「見える化」（第18条の2）

(食育推進基本計画)

- 第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項(第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、第二項第二号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする。
- 6 第三項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県及び市町村に対する情報の提供等）

第十八条の二 国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、
食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに
情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要
な援助を行うよう努めるものとする。

3. 改正食育基本法のポイント

その他の改正項目

- 文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野との協働
(第4条、第22条)
- 個人の取組成果の「見える化」(第21条の2)
- 生産者と消費者との交流促進の強化(第19条、第23条)

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ながら、その連携を図るとともに、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図り、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

（健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進）

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室、**農林漁業に関する体験の場**その他の食についての望ましい習慣等を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、**食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第十四条に定める消費者の役割を踏まえ**、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

- 食料安全保障の確立には、
消費者の方々の理解と行動変容が不可欠
- 消費と生産の好循環を生み出し、健康で文化的な
国民の生活と豊かで活力ある社会の実現につな
がる食育へ

ご清聴ありがとうございました。